

行政訴訟における原告適格論

大阪芸術大学短期大学部 教養課程 教授 畑 雅弘

行政訴訟における原告適格論

1. 序

訴訟を提起することができる資格のことを原告適格という。原告適格は、民事訴訟においても問題となりうるが、行政訴訟においては、とりわけ、これが議論となる。

原告適格は訴訟の提起が認められるための要件（訴訟要件）の一つであり、これを広く捉えるか、狭く捉えるかは、裁判による権利救済の権利の保障にかかわる。

2. 日本における原告適格論の現時点

(1) 行政訴訟の類型

ところで、行政訴訟には、個人法益（私益）の保護を図る主観訴訟と社会法益（公益）の保護を図る客観訴訟とがある。

わが国においては、行政訴訟における主観訴訟として、抗告訴訟および公法上の当事者訴訟がある。

抗告訴訟とは公権力の行使に関する不服の訴えであり、行政処分取消し、行政処分の無効の確認、行政処分の不作為違法確認、行政処分の義務付けおよび行政処分の差止めを求める訴訟がある（行政事件訴訟法3条）。これらの抗告訴訟は、いずれも、行政庁の、違法な公権力の行使により国民の権利・利益が害されたときに、国民がその救済を求めるために設けられた訴訟である。

公法上の当事者訴訟は、公法上の法律関係における権利・義務の存在又は不存在の確認の訴えであり、これも抗告訴訟と同様に特定の国民の権利・利益の救済のための訴訟である。

(2) 法規定

行政事件訴訟法は、取消訴訟の原告適格について、処分取消しを求めるにつき「法律上の利益」を有する者に限られるとしている（行政事件訴訟法9条）。

これによれば、行政処分の相手方は当然に原告適格があり、また、行政処分の第三者にあたる者でも、「法律上の利益」を有するのであるならば、原告適格を有することになる。

また、同法は、「法律上の利益」の有無を判断するときの指針規定をおいている。これによれば、法律上の利益の有無を判断するときは、(i) 当該行政処分の根拠法令の文言だけで判断しないこと、(ii) 当該行政処分の根拠法令だけでなく、目的を共通にする関係法令もみること、(iii) 当該違法な行政処分によって害されることになる利益の内容及び性質を考慮すること、(iv) 害されることとなる利益の内容及び性質を考慮するときは、害される態様及び程度も勘案することが求められる。

(3) 最高裁判例

最高裁判例は、法令が一定の利益を保護しようとするときには、それが特定個人の利益である場合と一般公益である場合とがあることを前提として、取消訴訟を提起する者が主張している利益が後者にあたる場合は原告適格を否定する。なぜなら、法律が一般公益を実現することによって受けるところの国民の利益は「法の反射的利益」であって、それは特定個人の利益とはいえないと最高裁は考えているからである。

(4) 学説

行政事件訴訟法9条の「法律上の利益」の意味解釈については、従来から諸説が主張されてきている。

① 「法律（処分根拠法）の保護する利益」説

この説は、行政処分の根拠法令が行政処分システムにより護ろうとしている利益が何なのかにより判断するものであり、それが私益であるときは、原告適格を肯定し、公益あるいは反射的利益であるときは、それを否定する。

② 「法的保護に値する利益」説

この説は、「法律上の利益」を解釈するにあたり、行政処分の根拠法令に拘泥せず、他の関連法令や一般法が保護している利益をも「法律上の利益」に含まれると解する立場である。

③ 「事実上の利益」説

これは、日本弁護士会の行政事件訴訟改正案において主張された考え方である。これは、主張されている利益は法的利益でなくともかまわず、裁判的救済を与える実質のある一定の利益であれば「法律上の利益」であるとするものである。これによれば、相当に、広範囲な者に原告適格を認めることになろう。

3. イギリスにおける原告適格論の原状

イギリスにおいて、わが国の抗告訴訟にあたるものとして、司法審査（Judicial Review）手続がある。これは、行政機関の決定が適法かどうかを裁判所が審査・決定する手続である。

この司法審査手続の請求は、だれにでもできるわけではなく、Locus Standi（日本で言うところの原告適格）のルールがある。

法律上、司法審査請求は、それを認める許可（leave）がないとできず、その許可が与えられるためには、許可申請人に「十分な利益（sufficient interest）があることが必要とされている（最高裁判所法第31条第3項、同規則53条）。この「十分な利益」が、司法審査請求手続における原告適格（standing）の有無を決定する基準である。

この「十分な利益」の意味については、判例上一定程度の解釈が定着している。最近の傾向としては、原告適格はかなり緩やかに判断されてきており、まず、個人については、「事実上の不利益」を有するものについて原告適格を承認する判例もあるようである。

また、最近では、公益（public interest）をめぐる主張の場合の原告適格について、より進歩的かつ柔軟な基準が採用されて、その結果として、公益を代表する団体に原告適格を認める場合もある（「公益訴訟」）。

そのような「公益訴訟」も含めていえば、「十分な利益」には、個人の権利利益（personal standing cases）および公益（public interest standing cases）が含まれることになる。

4. 最後に

原告適格論は、すなわち裁判をうける権利の保障（個人の権利救済）論である。また、行政訴訟についていえば、法治行政のあり方論（行政の適法性確保）でもある。とくに、後者について、デモクラシーおよび法の支配という憲法原理の観点から司法審査における原告適格を考えるイギリス法をみたとき、わが国においてもその必要性があると感じた。